

除外申出の対象者

令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に18歳及び22歳の誕生日を迎える方

※なお、18歳到達時に申出書を受理された方は、22歳到達時は自動的に情報提供から除外いたします。

DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者を保護する支援措置の申出をされている方は、情報提供から除外しています。

除外申出受付

●受付期限 令和6年5月31日（金曜日）まで

●受付方法 除外対象者本人または代理人が、以下の書類を防災課窓口に提出してください。

除外申出に来庁できない場合は、郵送による申出も可能です。

●提出書類 (1) 対象者本人が申出する場合

- ・除外申出書
- ・対象者本人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、個人番号カード、旅券等）

(2) 法定代理人が申出する場合

- ・除外申出書
- ・対象者本人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、個人番号カード、旅券等）
- ・法定代理人本人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、個人番号カード、旅券等）
- ・同一世帯でない場合は、対象者本人との関係が分かる書類（戸籍謄本等）

※法定代理人とは

- ・親権者…本人が18歳未満の場合に、本人に代わって身分上及び財産上の監督保護・教育を内容とする権利及び義務を有する方です。
- ・未成年後見人…本人が18歳未満の場合で、親権者がいないときなどに、後見となる方です。
- ・成年後見人…申出者が被成年後見人（一人での客観的な判断が著しく厳しいため、裁判所の判断により、他人のサポートを必要とされている方）の場合で、本人に代わって法律行為を行う方、または本人による法律行為を補助する方です。

(3) 法定代理人以外の代理人が申出する場合

- ・除外申出書
- ・対象者本人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、個人番号カード、旅券等）
- ・代理人本人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、個人番号カード、旅券等）
- ・委任状

除外申出書及び委任状の様式は、ページ内の関連ファイルダウンロードより取得できます。